

【海技士国家試験】令和5年2月定期試験の実施について

令和5年2月定期試験の受験を予定される方は、受験するにあたり以下の項目を遵守・ご理解いただくようお願いします。

- ・試験当日に体温の測定及び症状の有無を確認し、体調が優れない方（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱や咳などの風邪のような症状がある方）は受験を控えてください。
- ・試験開始前に検温を行いますので、時間に余裕をもってお越しください。
検温の結果、体温が37.5度以上ある場合など、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる場合には、職員の判断により受験の辞退をお願いする場合があります。
- ・試験会場では、試験時間中を含めてマスクを着用するようにしてください。
ただし、写真照合の際には試験監督者の指示に従って一時的にマスクを外していただきます。
- ・試験会場に入室する前には、石鹸を用いた手洗い又は消毒用アルコール等で消毒をおこなった上で入室してください。
- ・咳エチケットを励行してください。
- ・試験中のほか、試験会場では会話をしないでください。
- ・試験会場では定期的に換気を行いますので、室温の高低に対応できる服装でお越しください。
- ・試験後に、試験を受験した方の中から感染者が出た場合、症状の確認等で連絡を取らせていただくことがあります。

＜新型コロナウイルス感染症の罹患等により試験を受験できなかった方へ＞

下記理由により、試験科目の全部又は一部の試験を受験できなかった方は、受験申請した地方運輸局等に理由書を提出して申出を行うことにより、添付書類一式の返却を受けることができます。

- （１）新型コロナウイルス感染症に罹患したことを診断された方
- （２）保健所より外出自粛の指示を受けており、受験日当日において解除されていない方
（例：保健所により、新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」と判断され、自宅待機を指示されており、受験日当日の外出が困難）
- （３）受験日において、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱や咳などの風邪のような症状）のある方
- （４）政府や地方自治体により緊急事態宣言や外出自粛要請が発令され、受験日において外出を控えなければならない方

この場合、返却された申請書類（海技士国家試験申請書を除く。）は、令和5年4月定期試験または令和5年7月定期試験のいずれかにおいて、1回限り有効なものとして使用できます。（※）なお、当該申出が認められた方については、次の受験にかかる手数料（筆記試験・身体検査・口述試験）のうち該当する部分については不要です。

※例えば、令和5年2月定期試験の口述試験が3月1日に行われた場合であっても、2月定期試験を受験したものとみなし、令和5年4月定期試験または令和5年7月定期試験のいずれかの試験で、書類を有効なものとして使用できます。

【注意点】返却された申請書類を使用できるのは、同じ種別の試験に限ります。例えば、四級海技士（航海）試験を受験できなかった場合、四級海技士（機関）や三級海技士（航海）の試験を受験するのに、返却された申請書類を使用することはできません。

（参考）新型コロナウイルス感染症について（最新情報があれば随時更新） 厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

書類の返却手続き等については、下記の連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

住所 〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6-30

TEL：082-228-8707 FAX：082-228-3468